

○ 武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、本市における自転車等の利用環境の整備、安全利用の促進及び放置防止に関する必要な事項を定めることにより、円滑な交通と防災活動を確保し、あわせてまちの景観等の向上を図り、もって安全で快適な市民生活の実現に寄与することを目的とする。

（付置義務対象区域の指定）

第7条 自転車の安全利用の促進及び自転車等駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第5条第4項の規定に基づく条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、市内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域並びに放置禁止区域内とする。

（施設の設置者の責務）

第8条 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、共同住宅等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者（以下「施設の設置者」という。）が、指定区域内に当該施設を新築、増築又は改築をしようとする場合は、当該施設若しくは敷地内、又はその周辺に自転車等駐車場を設置し、自転車等の整理をしなければならない。

2 施設の設置者が、指定区域外に当該施設を新築、増築又は改築をしようとする場合は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めるものとする。

● 武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例施行規則（抄）

（自転車等駐車場の設置基準）

第2条 条例第8条に規定する施設の設置者が自転車等駐車場を設置する場合は、別表1の設置基準による。ただし、混合用途施設（別表1中(ア)欄の二以上の用途に供する施設をいう。）を新築する場合、大規模施設（店舗面積、教室面積及び延べ面積が5,000平方メートルを超える施設をいう。）を新築する場合、又は同表中(ア)欄の施設を増築する場合の自転車等駐車場の設置については、別表2の設置基準による。

2 条例第8条第1項に規定する「その周辺」とは、当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね100メートル以内（土地利用等の状況を考慮してこれが困難であると市長が認めるときは、おおむね300メートル以内）である場所をいう。

別表1（第2条関係）

	(7)	(イ)	(ウ)
	施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模
1	百貨店、スーパーマーケット等	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	面積20平方メートルごとに1台 (1台に満たない端数は、切り捨てる。)
2	銀行等金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	面積25平方メートルごとに1台 (1台に満たない端数は、切り捨てる。)
3	遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	面積15平方メートルごとに1台 (1台に満たない端数は、切り捨てる。)
4	学習、教養、趣味等の教授目的施設	教室面積が300平方メートルを超えるもの	面積15平方メートルごとに1台 (1台に満たない端数は、切り捨てる。)
5	集合住宅	人の居住の用に供する独立部分（以下「住戸」という。）を15戸以上有するもの	次に定める台数を合計した台数 (1) 床面積が45平方メートル以下である住戸にあつては、1住戸について1台 (2) 床面積が45平方メートルを超える住戸にあつては、当該住戸の床面積を合計した面積を45平方メートルで除して得た台数（1台に満たない端数は、切り捨てる。)
6	官公署その他上記の用途に分類されないもの	延べ面積が900平方メートルを超えるもの	延べ面積45平方メートルごとに1台 (1台に満たない端数は、切り捨てる。)

備考

- 1 施設の用途の範囲は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 百貨店、スーパーマーケット等 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗その他小売業、飲食業等を営むための店舗
 - (2) 銀行等金融機関 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び証券会社の本支店で一般の顧客のための店舗部分を有する施設
 - (3) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に規定する営業を行う施設
 - (4) 学習、教養、趣味等の教授目的施設 教室、実習室等を常設し、学習、趣味等の教授のため一般の顧客に利用させ営業するもの
 - (5) 集合住宅 共同住宅又は長屋
- 2 施設の規模の算定の対象は、次に定めるとおりとする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケット等 売場、売場間の通路、ショーウインドー、ショールーム、承り場所、物品加工修理場、客席、待合室等の合計の床面積
 - (2) 銀行等金融機関 銀行室、接客室、応接室、ショーウインドー等の合計の床面積
 - (3) 遊技場 遊技室、景品交換所等の合計の床面積
 - (4) 学習、教養、趣味等の教授目的施設 教室、実習室、図書室、資料室等の合計の床面積
- 3 住戸の床面積は、住戸の壁その他の区画の中心線で囲まれた部分（バルコニー、パイプスペース、メーターボックス等の部分を除く。）の面積とする。
- 4 自転車等1台当たりの駐車部分は、幅0.6メートル（原動機付自転車にあっては、0.8メートル）以上、奥行き1.9メートル以上とする。ただし、自転車等を駐車するための装置を用いる場合その他市長が認める場合は、この限りでない。

別表2（第2条関係）

	施設の特例	自転車等駐車場の規模の設置基準
(1)	混合用途施設の新築	当該用途ごとに別表1の(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台（集合住宅にあっては、15台）以上である場合、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄により算定した自転車等駐車場の規模とみなす。
(2)	大規模施設の新築	① 混合用途施設以外の施設で5,000平方メートルまでの部分は、別表1中(ウ)欄により算定し、5,000平方メートルを超える部分は、同表1中(ウ)欄により算定した数値に2分の1を乗じて算定するものとし、両者を加えた規模をもって同表1(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなす。
		② 混合用途施設で各用途の店舗面積、教室面積、あるいは延べ面積の合計（以下「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超える施設を新築する場合には、(1)欄の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の面積が5,000平方メートルに占める割合と合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を(2)①欄の面積とみなして同欄の算定方法を用いて算定した規模を、自転車等駐車場の規模とみなす。
(3)	施設の増築	当該増築後の施設（条例施行以前に建設された部分は除く。）をすべて新築したとみなして算定した自転車等駐車場の規模から、既に別表1中(ウ)欄の算定により設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模の自転車等駐車場を設置するものとする。

備考 集合住宅については、(2)の部の規定は、適用しない。